

パブリックコメントへの対応(案)

意見NO	意見内容	対応案
1	ASTM、ISO等の海外規格を引用していますが、それらの規格は本来、英文ですから、タイトルも当然英文で引用する必要があります。もし、日本規格協会等が和訳した翻訳版を引用するのであれば、翻訳者(機関名)と発行年も併記する必要があると思います。	例示基準、高圧ガス保安協会の他の規格は、海外の規格を引用する場合、タイトルは和文としているため和文による標記とします。
2	【3 用語の定義】 3 用語の定義、g)9)の安全弁の作動温度が同一とのことですが、許容範囲は認められないのでしょうか。	溶栓式の安全弁は共晶合金を使用しますが、実際の作動温度はある一定の幅を持っており、附属品製造者において作動温度を一定の幅に収まるよう設定しています。例示基準、他の規格においてもこの幅が同一であれば同一の型式とする運用を行っており、本基準案も同様の扱いとするため、現行の案でよいと考えます。
3	【14 設計確認試験における火炎暴露試験】 14.3 合格基準、において、試験温度を一定に保つことが求められていますが、14.2 d)に定めるところにより、430℃以上が保たれば良いのではないのでしょうか。なお、「試験温度」の定義が示されておられません。	貴意見のとおり、430℃以上に保たればよいこととなります。
4	【17 設計確認試験における使用環境負荷試験】 17.2 前処理、c)2-1)「各リョウ」は「各辺」のことでしょうか。なお、「ピラミッド型」は「正四角錐」と表現した方がよいと思います。	リョウは各辺のことを指しています。また、ピラミッドについては他の基準でも使用しており、誤った解釈をしている例はないことから現在の表現で十分と考えます。
5	【17 設計確認試験における使用環境負荷試験】 17.4 環境暴露試験の方法、b)1-1)の硫酸が容積比で示されていますが、一般に入手可能な濃硫酸も100%濃度のものでないため、基準となる濃度を示す必要があると思います。また、溶液の媒体(水溶液であれば、水)を明示する必要があると思います。この点は1-2)、1-4)についても同じです。	入手可能な硫酸の濃度を考慮した上で容積比が規定された値になればよいものです。現行の表現で問題ないかと考えます。

パブリックコメントへの対応(案)

意見NO	意見内容	対応案
6	<p>【3 用語の定義】</p> <p>3. f), 4)として下記を追加『上記1)、2)、3)における自動車であって、許容する充電回数を5,500回とするのもの。』理由:低充電サイクル自動車に係わる用語の定義に、許容充電回数5,500に関する記述が無い。</p>	<p>本基準で採用した低充電サイクル自動車は、充電回数が5500回を超えないものを選定して規定していますので改めて規定する必要はないかと考えます。</p>
7	<p>【13 設計確認試験における最小肉厚確認試験】</p> <p>『…胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さまで切削した肉厚を有するもの又はVH4容器にあつては、…』とあるが、下記文章に変更。『…胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さまで自緊処理の後に減じた肉厚を有するもの又はVH4容器にあつては、…』理由:圧縮水素自動車燃料装置用容器のように容量数十リットルに及ぶ大きさの容器において、切削や研削にてCFRP層を除去することは作業上困難である。</p>	<p>ご指摘のありました方法は切削の一部と解釈しており、規定の変更は不要と考えます。</p>
8	<p>【19 設計確認試験における許容欠陥確認試験】</p> <p>『…なお、計算は、BS 7910(2005)「溶接構造材の傷の容認性査定法に関するガイダンス」第8章疲労査定の方法による。』とあるが、下記文章に変更。『…なお、計算は、BS 7910(2005)「溶接構造材の傷の容認性査定法に関するガイダンス」第8章疲労査定の方法を基にき裂表面に作用する圧力に関する適切な修正を加えて行うものとする。』理由:BS 7910(2005)をき裂表面に圧力が作用する圧力容器の解析にそのまま適用することは力学的に誤りであり、BS 7910(2005)による解析は全く信頼できない危険側(長寿命)の結果を算出することとなる。</p>	<p>以下の規定とします。 『…なお、計算は、BS 7910(2005)「溶接構造材の傷の容認性査定法に関するガイダンス」第8章疲労査定の方法等による。』</p>
9	<p>【19 設計確認試験における許容欠陥確認試験】</p> <p>『疲労感応部の応力レベルと範囲は、2MPa以下の圧力と最高充電圧力の125%以上の圧力の範囲の応力解析から設定する。…』とあるが、下記文章に変更。『疲労感応部の応力レベルと範囲は、2MPa以下の圧力と最高充電圧力の125%以上の圧力の範囲の応力解析から求め、その引張応力の範囲を適用する。…』 理由:圧縮応力の範囲を引張応力と同様に応力拡大係数範囲ΔKの算出に適用すべきではない。</p>	<p>例示基準、自動車用容器の他の基準も引張側のみの評価です。本基準の評価方法は他の基準と同様であり、基準案の規定で問題ないと考えます。</p>